

様式第 1 号（第 7 条関係）

見附市水田農業支援事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先） 見附市長

申請者 住 所

（団体名）

氏 名

電 話

見附市水田農業支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、見附市水田農業支援事業補助金の交付を申請します。

記

1. 交付申請額 _____ 円

2. 添付書類

【共通】

- (1) 事業計画書（様式第 1－1 号）
- (2) 見積書の写し（3 社以上から徴取）
- (3) 仕様書またはパンフレット等、事業の内容が分かる資料
- (4) 申請年度の農家基本台帳（農業委員会で交付）
- (5) 売上高を確認できる資料（申請年度の前年度の決算書の写し、または、確定申告の写し及び損益計算書等）
- (6) その他市長が必要と認めるもの

【農業法人、農業者等が組織する団体】

- (7) 構成員名簿（様式第 1－2 号）
- (8) 団体規約・定款の写し

様式第 1－1 号（第 7 条関係）

見附市水田農業支援事業計画書

1. 事業区分

区 分		補助対象者
☐	若手農業者経営開始支援事業	若手農業者で新たに就農開始するもの
☐	水稻用農業機械導入事業	農業者、農業法人、農業者等が組織する団体

※ 該当する□にチェックを入れること。

2. 事業の目的と効果

--

※ 本事業の実施における背景や目的、事業実施により見込まれる効果等を記入すること。

3. 事業の内容

事業内容 (機械名、型番、規格、数量等)	事業費 (円)

※ 事業費は、要綱第7条第2項に定める当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額した額(税抜価格)で記入すること。

4. 収支予算

(単位：円)

収入の部	区 分	予算額	内 訳
	市補助金		
	自己資金等		
	合 計		
支出の部	区 分	予算額	内 訳
	合 計		

5. 事業実施期間

着手予定年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日

6. 数値目標（必須＋任意項目2つ以上）

項 目		目標値			
		現状値	1年目	2年目	3年目
必須	水稲作付面積の拡大（a）				
	収益※の向上（円）				
任意	収量の増加（kg/10a）				
	農作業時間の縮減（時間/10a）				
	その他経営				
	改善目標				

※ 作付面積の現状地は、前年度の水稲作付実績

※ 収益＝収入総額－費用総額＋人件費

7. 宣言及び同意

☐	見附市水田農業支援事業補助金の交付申請に当たり、次のとおり宣言します。また、見附市が補助金の交付の可否を判断するために、申請者の住民基本台帳の記録の状況、市税の納付状況を閲覧することに同意します。 （１）本事業の補助対象者に該当していること。 【若手農業者経営開始支援事業】 若手農業者（50歳未満）で新たに就農開始するもの 【水稲用機械導入事業】 農業者、農業法人、農業者等が組織する団体 （２）補助の要件を全て満たしていること。 【若手農業者経営開始支援事業】 就農開始から3年を目途に経営耕地面積30a以上または年間50万円以上の販売を目指す農業者 【水稲用農業機械導入事業】 ①個人経営体については、若手農業者、または55歳以上で後継者（若手農業者）がいる農業者であること。 ②法人・団体においては、55歳未満の代表者もしくは役員または通年雇用従事者を有すること。 【共通】 ①農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条に規定する地域計画のうち目標地図に位置付けられた者（見込みを含む。） ②国又は県等の他の補助対象事業に採択されていないこと。 ③法及び農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）等の関係法令に違反している団体及び法人並びに個人でないこと。 ④見附市暴力団排除条例（平成25年見附市条例第2号）に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。 ⑤交付年度を含めた3年度分の補助事業の成果について、毎年度の取組目標に対する達成状況等を翌年度5月末日までに報告すること。
--------------------------	--

※ 上記内容を確認・同意の上、□にチェックを入れること。

様式第 1－2 号（第 7 条関係）

構 成 員 名 簿

団体名_____

No.	氏 名	住 所	役職等
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
1 0			
1 1			
1 2			
1 3			
1 4			
1 5			

様式第 2 号（第 8 条関係）

見附市水田農業支援事業補助金交付決定前着手届

年 月 日

（宛先） 見附市長

申請者 住 所

（団体名）

氏 名

電 話

見附市水田農業支援事業について、見附市水田農業支援事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、別記条件を了承のうえ、事前着手しますので、届け出ます。

記

補助事業実施年度	年度
着手予定年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日
交付決定前着手を必要とする理由	
別記条件	(1) 本件について交付決定がなされなかった場合又は交付決定を受けた交付金額が交付申請額に達しない場合においても異議はありません。 (2) 交付決定を受けるまでの期間に、天災地変の事由等によって、実施した事業に損失を生じた場合においても、これらの損失は交付申請者が負担します。 (3) 事業の着手から交付決定を受けるまでの期間は、事業計画の変更は行いません。

地域計画・目標地図掲載同意書

令和 年 月 日

住 所

個人・法人名

「地域計画名簿登載・目標地図名簿登載」及び、「地域計画に係る個人情報の取扱い」(裏面)に

・ 同意する



・ 同意しない

下記の設問にご回答ください。

No.	設 問	回 答
1	認定農業者ですか？	はい いいえ
2	現状の経営内容	水稲 園芸 畜産
3	現状の経営規模	ha
4	現状の作業受託面積	ha

～記入後は農林創生までにご提出ください～

地域計画に係る個人情報の取扱い

見附市は、地域計画の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」及び関係法令の規定に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、見附市は、本事業による地域の話合い及び検討会での審査・検討並びに国への報告で利用するほか、次の事業等（注 1）に係る交付金の交付や統計調査に利用するとともに、これらの事業等の実施のために、次の関係機関（注 2）に必要最小限の情報を提供する場合があります。

事業等（注 1）	経営継承・発展等支援事業、集落営農活性化プロジェクト促進事業、新規就農者育成総合対策（経営開始資金、経営発展支援事業）、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業（スーパー L 資金金利負担軽減措置）、農業信用保証保険支援総合事業（農業経営承継保証保険支援事業、農業近代化信金保証料助成金交付事業）、農地集積・集約化等対策事業、農業競争力強化農地整備事業、農山漁村振興交付金、農地利用効率化等支援交付金、持続的生産強化対策事業、鳥獣被害防止総合対策交付金、農地売買等支援事業、農林水産統計調査
関係機関（注 2）	国、都道府県、市町村、農業委員会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業再生協議会、農業委員会ネットワーク機構、農業共済組合連合会、土地改良区、農業共済組合、農業経営基盤強化資金（スーパー L 資金）の融資機関、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業及び担い手経営発展支援金融対策事業の事業実施主体、農地中間管理機構